

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休日は、
翌日)
の翌日

目次

- ◇ 例 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

条例

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十五号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「二等特別座席料金及び急行料金」を「急行料金及び特別車両料金」に改め、「含む。」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第二号中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、

同項中第五号を削り、同項に次の二号を加える。

五 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第三号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

六 一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第二号又は第三号に規定する運賃、第四号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金

第十五条第二項中「左の」を「次の」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第六号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道三百キロメートル以上のもに該当する場合に限り支給する。

第十六条第一項各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に、「及び寝台料金」を「寝台料金及び特別船室料金」に改め、「含む。」の下に「並びに座席指定料金」を加え、同項第一号中「左に」を「次に」に、「一の運賃」を「上級の運賃」に、「二等の運賃」を「中級の運賃」に、「三等の運賃」を「下級の運賃」に改め、同項第二号中「左に」を「次に」に改め、同項第四号中「因り」を「より」に、「の外」を「のほか」に改め、同項に次の二号を加える。

五 一等級から六等級までの職務にある者及び七等級の職務にある者で三号給以上のものが第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴

するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

六 一等級の職務にある者が座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、

座席指定料金

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職員等の旅費に関する条例等の特別に関する条例の廃止)

2 職員等の旅費に関する条例等の特別に関する条例(昭和三十四年三月

鳥取県条例第十号)は、廃止する。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十四年五月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二十六号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

一等運賃及び一等特別座席料金

一等運賃

を

一等運賃、一等急行料金、特別車両料金及び座席指定料金

上級の運賃、特別船室料金及び座席指定料金

に、

一等運賃

二等運賃

を

一等運賃、一等急行料金及び特別車両料金

中級の運賃及び特別船室料金

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】